

協業化事業円滑化資金
(不動産の証券化事業)
債務保証申請の手引き

2010年1月制定

2015年4月改定

公益財団法人 不動産流通推進センター

目 次

第1章	協業化事業円滑化資金における債務保証	1
1.	債務保証の目的	1
2.	協業化事業円滑化資金の保証対象	1
3.	スキーム・保証概要	2
第2章	業務フロー	4
1.	業務フロー	3
2.	必要書類	5
第3章	事前申請	6
第4章	事前審査	7
1.	保証を受けることができる者の確認	7
2.	保証できる事業か否かの確認	8
3.	本申請の実施・不実施の決定	8
第5章	本申請	9
第6章	本審査	10
第7章	保証申請	10
第8章	債務保証実行	11
1.	債務保証書	11
2.	保証料	11
3.	債務保証付貸付報告書	11
4.	債務保証承諾書・念書	11
第9章	事後管理	12
1.	通常時	12
2.	期限の利益喪失時	13
3.	代位弁済請求時	14
4.	代位弁済実行時（求償権取得時）	15

添付資料 必要書類一覧・関係様式集

公益財団法人不動産流通推進センター業務方法書(抄)・同細則・約定書

第1章 協業化事業円滑化資金における債務保証

1. 債務保証の目的

- ① 不動産の証券化事業の実施にあたり、特別目的会社（以下、「SPC」という。）の資金調達を容易にするため、当センターがその信用補完として債務保証を行うものであり、不動産の証券化事業の活性化の一助となるとともに、不動産市場の整備・近代化に寄与しようとするものです。
- ② 不動産の流動化・証券化に関連する事業の業務において、不動産業者、特に中小不動産業者の協業化を促し、中小不動産業者の経営基盤の安定化・強化を支援するものです。
- ③ 不動産の証券化事業に関連する業務に中小不動産業者が事業参画することを債務保証の条件としており、中小不動産業者に証券化事業に係る事業ノウハウの取得や新たな事業展開のきっかけを与えようとするものです。

2. 協業化事業円滑化資金の保証対象

協業化事業円滑化資金の保証対象は、特定の不動産に係る所有権又は金銭債権等の権利（以下、「特定資産」という。）を取得・保有し、その特定資産から生ずる収益を裏付けとした証券を発行する等をして資金を集めることを目的として設立されたSPCが、金融機関から借り入れる優先債務（ノンリコースローン。以下、「NRL」という。）です。

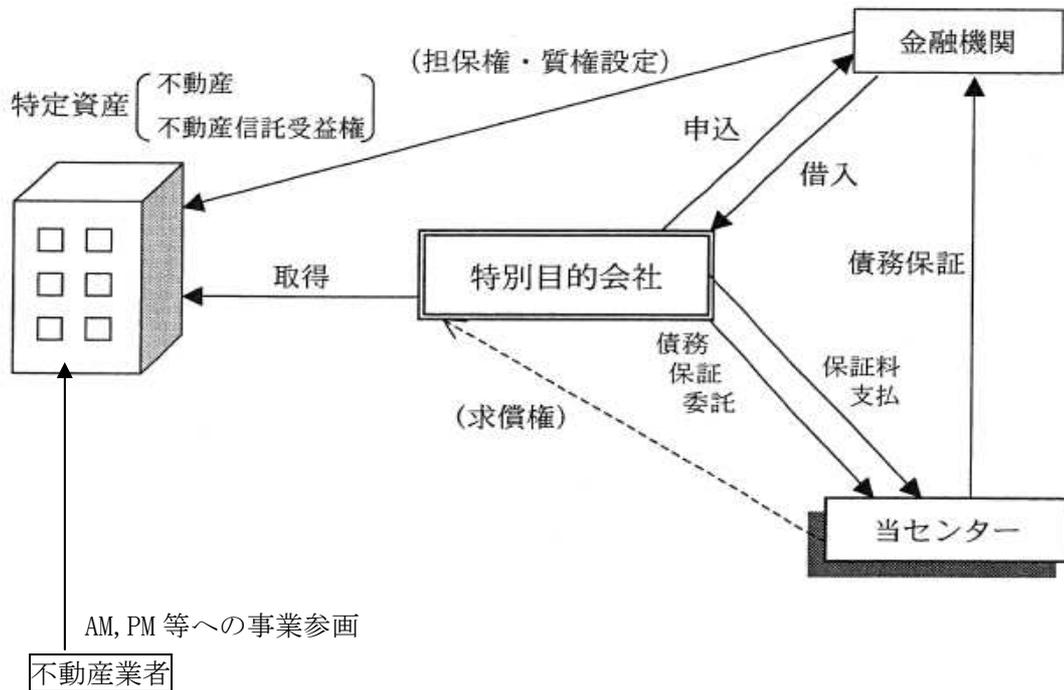
協業化事業円滑化資金に係る債務保証を受けるためには、当センターへの出えん団体の構成員が二以上又は事業協同組合等が、資産の運用・管理等の資産運用業務を受託するなどの形態で事業参画していること（さらに、そのうち最低1社はスポンサー又はオリジネーターであること）を必須要件としています。

協業化事業円滑化資金に係る債務保証は、現在、日本社会において重要な課題となっている地域の再生、振興、活性化、既存の住宅ストック等の有効活用、高齢者の居住安定等を図る事業（以下、「地域再生事業等」という。）における債務保証を、優先して実施します（*）。

（*）保証対象となる「地域再生事業等」の地域、事業等の例示

- ・「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく国の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地区域内での活性化事業等
- ・「地域再生法」に基づく国の認定を受けた地域再生計画の区域内での再生事業等
- ・「都市再生特別措置法」に基づく都市再生緊急整備地域で地域整備方針等に位置づけられている再生事業等
- ・「景観法」に基づく景観計画が定められた区域等で、計画に位置付けられている事業等
- ・その他、上の各地域、区域以外の地域で行われる地域再生事業等で、その事業主体、事業内容等を勘案して、当センターの債務保証にふさわしいと判断される事業等

3. スキーム・保証概要



(当センターへの出えん団体の会員2社以上の事業参画が必要であり、かつそのうち最低1社はスポンサー又はオリジネーターであることが必須要件となります。)

- 「保証の範囲」は、保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の90%以内です。なお、借入金の元本とは「元本残高」を指します。
- 「保証限度額」は、対象資産の不動産鑑定評価額の70%以内かつ「保証の範囲」内です。(上限10億円)
- 「保証期間」は、借入から返済までです。(原則5年以内)
- 「保証料」は、保証残高に対し、年率0.2%です。
- スキーム上の「金融機関」とは以下に掲げるものをいいます。
 - 一 商工組合中央金庫
 - 二 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 三 日本政策金融公庫
 - 四 日本政策投資銀行
 - 五 銀行(都市銀行、信託銀行、地方銀行等)
 - 六 信用金庫及び信用金庫連合会
 - 七 信用協同組合及び信用協同組合連合会
 - 八 保険会社
 - 九 その他前各号に準ずる機関で一定以上の信用及び審査能力があると認められる機関(ノンバンク)

- センターと多くの金融機関の間においては、すでに「協業化事業円滑化資金」を含むセンターの債務保証事業全般に係る約定書の締結がなされています。

約定書では、

- ① 保証契約の成立・効力発生時期
- ② 保証付貸付けの実施の通知義務
- ③ 保証料の委託徴収
- ④ 事故等の発生の通知義務
- ⑤ 債権取立ての取り扱い
- ⑥ 償還状況の報告
- ⑦ 保証債務の履行方法
- ⑧ 保証債務の免責条件
- ⑨ 求償権行使に関する協力義務

などが定められており、これらが予め約定されていることにより、速やかな債務保証協議や手続きが可能になっています。

- なお、上記「約定書」の締結がなされていない金融機関の場合は、約定書の締結を行ってから所要の手続きを開始することとなります。

第2章 業務フロー

1. 業務フロー

- 協業化事業円滑化資金における債務保証に係る一連の業務フローは以下の通り。
- 各項目における詳細な業務内容については次章以降を参照のこと。

【概念図】



【各項目の概要】

- ① 事前申請
 - 事業者からセンターへ債務保証の検討相談から始まり、「債務保証検討申込書」の提出が行われます。
- ② 事前審査
 - センターの簡易審査により、本申請の可否が判定されます。可となった方に対しては、仮決定の保証限度額及び保証料率を併せて通知いたします。
- ③ 本申請
 - 金融機関のセンター保証付 NRL の実行についての内諾が本申請の要件となります。
 - 金融機関と事業者とで債務保証の本申請手続きを行っていただきます。
- ④ 本審査
 - センターによる詳細審査(事務局審査及び審査委員会 (注) 審査)により保証の可否が決定され、保証を実行するとされた場合は、保証限度額及び保証料率も決定されます。
 - (注) 審査委員会は、保証の実行可否、保証限度額、保証料率等を審査する本審査実施の根幹となる機関でセンター内部に設置されています。
- ⑤ 保証申請
 - 「債務保証委託書 (金融機関)」等を提出することにより正式申請となります。また、事業者はこの段階までに被保証者である SPC を設立しておく必要があります。
- ⑥ 債務保証実行
 - 金融機関は、センターの債務保証書の発行を受け、センター保証付 NRL を実行していただきます。
- ⑦ 事後管理
 - 金融機関は、センター保証付 NRL の実行後、事業者から定期的に本手引きに定められた各種資料を取得し、事業の状況把握を行うとともに、センターに資料提供を行って

いただきます。

- 金融機関には、原則として1年ごとに分割して前払い方式で事業者から保証料を徴収し、センターへ納付していただきます。

2. 必要書類

上記業務フローにおける各申請時において、事業者及び金融機関から提出していただく必要のある資料については別紙1「必要書類一覧」を参照してください。

第3章 事前申請

- 金融機関と事業者が不動産の証券化事業に係る資金調達に関し協議する際に、当センターの債務保証制度を活用することを検討してみてください。
 - ① 当センターでは、証券化事業組成に必要な資料等が揃っていない事業構想段階であっても事業計画の概要等の比較的簡易な資料等を用いての予備審査を行う「事前申請」制度を設けています。
 - ② 事前審査の結果を受けたうえで事業の組成作業の実施や債務保証の正式申請を行うか否かの判断を行うことを可能にしています。
 - ③ 当センターの債務保証の正式申請には、鑑定評価、市場調査レポート、ER、金融機関の確認資料・所見等の証券化事業組成全般に及ぶ資料・情報の提供が必要となります。しかしながら、これら資料等の取得には、相当の費用を要することも事実ですので事前新制度及び金融機関等に提出した書類(写しを含む)を活用するなど申請者の負担の軽減を図っております。

- 事前申請は、事業者からセンターに「債務保証検討申込書」(様式協第1号)及び事業計画に関する資料を提出することにより行われる。この際、金融機関と事業者の間でNRLについて協議が進んでいることが望ましいです。

事前申請に必要な資料の内容としては、以下に掲げるようなものがある。

 - ① 事業概要(計画)書 : 事業収支(CF計算書)、証券化スキーム図を含む
 - ② 物件概要書 : 売買価格を含む、建物平面図
: 不動産鑑定評価書等(あればより望ましい)
 - ③ 路線価図、公示地価
 - ④ 住宅地図
 - ⑤ 物件写真
 - ⑥ レントロール : 空室部分、解約予告部分、自用部分も明示
 - ⑦ その他資料 : 謄本(土地・建物)、公図等

- 金融機関は、事業者との協議を開始し、NRLの実行に向けて事業計画の妥当性等の検証を開始してください。
- 事業者には本申請に向けて鑑定評価・市場調査レポート・ERの取得、SPC設立及び出資者募集等の準備を進めさせてください。

- 債務保証検討申込書における事業者とはスポンサー(エクイティ出資者等)又はオリジネーターを指すが、既に債務保証委託者(SPC)並びにアレンジャーが決まっている場合には、これらを含むものとし、検討申込書の申込人として併せて記載させてください。

第4章 事前審査

- 事業者からの事前申請に対し行われるセンター事務局による簡易審査です。
- 具体的には、以下の審査が実施され、本申請可と判定された場合にはその旨と仮決定の保証限度額と保証料率が、保証不可と判定された場合にはその旨が事業者へ通知されます。

1. 保証を受けることができる者の確認

- 下記①②の団体の構成員で二以上の者又は③④の者が事業参画するSPC(GK又はTMKのいずれの形態も含む)であること。
 - ① センターに対して寄附又は出えんをしている不動産業者団体
(例えば(公社)全国宅地建物取引業協会連合会や(公社)全日本不動産協会)
 - ② ①の構成員のうち公益法人であるもの
(例えば(公社)全国宅地建物取引業協会連合会を構成している各都道府県の〇〇宅地建物取引業協会等)
 - ③ 上記①②の構成員で設立した事業協同組合や協同組合連合会等
 - ④ 上記①②の構成員が設立した協業組合
- 事業参画する不動産業者の確認は、以下により行われます。
 - ① センターに対して寄附又は出えんをしている不動産業者団体加盟の不動産業者であることの確認は、宅建業の免許申請書又は所属団体会員名簿の写し等
 - ② 参画業務の内容は、業務契約書の写し
(契約予定の場合は、案文等で確認し、保証申請時に再確認を行います)
なお、一業務を分割受注している場合、あるいは下請けで参画している場合の取り扱いについては、実態を確認のうえ判断します。

- 保証を受けることができる事業者及びできない事業者の主な事例は以下の通りです。

【保証可能】

- ✓ センター出えん団体会員の不動産業者がスポンサー、オリジネーター、AM、PM、BM又はML(※)として2社以上事業参画する不動産の証券化事業のSPC
(親会社及び子会社の2社で事業参画する場合も可)

【保証不可】

- ✓ 不動産業者が対象物件の売買に係る媒介業務を受託しただけでは、事業参画とは認められません。
(理由：協業化の趣旨から事業期間中継続しての事業参画を求めているため)

※ AM：アセットマネジャー。不動産の管理を実際の所有者に代行する者。

※ PM：プロパティマネジャー。不動産の所有者あるいは所有者の資産管理代行業者であるアセットマネジャーから管理業務を受託する者。

- ※ **BM**：ビルマネジャー。不動産に関する収益の確保、運営、管理、改修・模様替工事等の総合的なマネジメントを行う者。
- ※ **ML**：マスターレシー。不動産の所有者から一括して賃借したうえで、エンドテナントへ賃貸（転貸）する者。

2. 保証できる事業か否かの確認

- 保証できる事業か否かの主な事例は以下の通りです。

【保証可能な貸付】

- (1) 新規証券化事業に係る **NRL** の場合
- (2) 既存コーポレート与信から新規証券化事業に係る **NRL** へ切替える場合
- (3) 既存証券化事業に係る **NRL** をリファイナンスにより再度証券化する場合
(既存保証付証券化事業に係る **NRL** を含む)

【保証不可の貸付又は事業内容】

- (1) 保証予定額を不動産鑑定評価額の 70%超として計画している事業
- (2) 保証予定額を **NRL** 予定額の 90%超として計画している事業
- (3) 当該 **SPC** に対する他の保証付貸付において取得した求償権が残存する場合
- (4) 対象物件が以下のクライテリアに該当する場合
 - ① 公序良俗等に反する案件
(例：パチンコ店、ソーシャルビル、ラブホテル等)
 - ② 違法物件案件（既存不適格物件は改善計画の内容等により検討可）
- (5) 対象物件の計画利回りが適正な水準を下回る場合
- (6) 適切な審査資料・データの提供がなされない場合
- (7) その他、事業内容又は事業者がセンターの債務保証事業にふさわしくない場合

- なお、開発型証券化案件については保証不可ではないが、申請時点の資産評価額を基に保証限度額を判断することとなるため、開発段階においては対象資産が土地のみ（対象資産が土地・建物となるのは建物竣工登記完了時以降）となるため、保証額が事業費に比して著しく低額となることに留意する必要があります。

3. 本申請の実施・不実施の決定

金融機関と事業者とは、当センターの事前審査結果を踏まえ、センター債務保証の本申請を行うか否かを決定してください。

第5章 本申請

- 事前審査において本申請可と判定された場合には、センターからその旨が事業者へ通知されます。
- 事業者は、本申請までに当該証券化事業の実施に必要となる書類の作成、鑑定評価・市場調査レポート・ERの取得、SPCの設立及び出資者募集等を行っておく必要があります。
- 金融機関は、本申請までの間に確認が可能になった時点で法務・税務・会計面の確認を行っておく必要があります、保証申請時には確認内容を示してもらうことになります。
- 金融機関は、事業者との協議を進め、事業計画の妥当性等を審査し、NRLについて内諾を与えた段階で、事業者と連携して以下の手順により本申請を行うことになります。
 - ① まず事業者が金融機関に「債務保証委託書（事業者）」（様式協第2号）を提出する。
この際、事前申請時と同様に、すでに債務保証委託者（SPC）及びアレンジャーが決まっている場合には、委託人として併せて記載してください。
 - ② 金融機関は、前項の「債務保証委託書（事業者）」に加え、自らの総合所見を付した「債務保証協議書」（様式協第3号）を提出することにより、債務保証の正式申込を行うこととなります。
上記債務保証協議書の別添資料に含まれる「鑑定評価書」についての取得時期は、原則3ヶ月以内のものとし、ただし、3ヶ月以前に取得した鑑定評価書、調査報告書（価格調査書、意見書等という場合もある）の活用についても事情に応じて協議を行う場合があります。また、センターの費用負担において新たに鑑定評価書を取得する場合があります。この場合、債務保証の適否及び保証限度額等の判断は、新たに取得した鑑定評価書に基づき審査されることとなります。

第6章 本審査

- 本審査は、事務局審査及び審査委員会審査の2段階で実施されます。
 - ① 事務局審査で形式審査及び事業内容等の確認を行います。

審査は、「債務保証委託書（事業者）」、「債務保証協議書」、鑑定評価書、CF 計算書、市場調査レポート、ER、ローン契約(タームシート)及び評価額算定方法、金融機関の総合所見等の検証・確認により行われます。
 - ② 審査委員会では、以下の内容を審査します。
 - 一 事業計画のセンター目的に対する適合性
 - 二 借り入れ資金の用途、並びに事業の必要性、妥当性及び効果
 - 三 申込人の事業遂行能力
 - 四 資金計画及び借入資金返済能力
 - 五 その他（保証限度額、保証料率等）
 - ③ 債務保証の実行の可否、保証限度額、保証料率の決定がなされます。

- 本審査において債務保証の実行が決定された場合には、センターから金融機関及び事業者はその旨の通知がなされます。
- 保証を承諾しないことが決定された場合も、センターからその旨が金融機関及び事業者へ通知されます。

第7章 保証申請

- 債務保証決定の通知を受けた金融機関は、「債務保証委託書（金融機関）」（様式協第4号）及び別添資料をセンターへ提出してください。

債務保証委託書提出の時点においてはスポンサー又はオリジネーターのみならず、貸付先（SPC）及びアレンジャーも決まっていることが前提となるため、債務保証委託書にはこれらを記載する必要があります。

第8章 債務保証実行

- 金融機関は、前章の保証申請に基づき、センターから債務保証書が発行され次第、センター保証付 NRL を実行してください。

1. 債務保証書

- 債務保証を承諾することが決定された場合には、センターから金融機関に「債務保証書」（様式協第 5 号）が発行される。当該債務保証書には、決定した保証金額、保証料率、保証期間等が記載されています。
- 被保証者には原則として金融機関に担保を提供させるものとし、その方法は債務保証書の記載内容に従うものとしします。
- センターが債務保証書を発行した日から 60 日を経過したのち金融機関がなお当該貸付の全部又は一部を実行しない場合は債務保証は失効することがあります。

2. 保証料

- 金融機関は、貸付後遅滞なく、被保証者から当該事業年度分の保証料を徴収し、センターへ納付してください。
- 保証料の金額については、「保証料計算書」（様式協第 6 号）によって明示され、債務保証書の別添資料となっています。
- 借入期間が 1 年を超える被保証債務に係る保証料については、1 年ごとに分割して前払い方式で徴収するものとし、この場合 2 年目以降の徴収についても同様に行うものとなります。
- 被保証者が保証料の納付を怠ったときは、納付すべき金額に対し、支払期限の翌日から納付を完了する日までの日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収することとなります。

3. 債務保証付貸付報告書

金融機関は、センターの債務保証付貸付を実行したときは、遅滞なく「債務保証付貸付報告書」（様式協第 7 号）をセンターへ提出してください。また、当該報告書には「保証料送金通知書」（様式協第 8 号）を添付してください。

4. 債務保証承諾書・念書

- 保証を承諾することが決定された場合には、センターから被保証者に「債務保証承諾書」（様式協第 9 号）が発行されます。
- 被保証者には、センターに被保証者の守るべき条件その他必要な事項を記載した「念書」（様式協第 10 号）を提出してもらいます。念書には、保証者と被保証者との債務保証関係を記載した「債務保証委託約款」（様式協第 11 号）を添付することとなります。

第9章 事後管理

- 金融機関には、債務保証が実行された後は、被保証者及び事業に関する各種資料を定期的にセンターへ提出する等の事後管理業務を行っていただくことになっています。

1. 通常時

① 事業の状況報告

- 金融機関は、事業者から定期的に提出される資料を受領したときは、その写しをセンターへ提出していただきます。

➤ 提出資料の例

【年次】

- ✓ 年間ビジネスプラン（キャッシュフロー予測）及び実績
～営業収入、営業費用、資本的支出、運営費用、元利金支払の詳細を含む
- ✓ 年次報告書（監査法人の監査を受けている場合は、監査済みのものを）
- ✓ 鑑定評価書（特定資産価値に大きな変動があった場合等）

【半期】 営業報告書、税務申告書

信託決算報告書（信託受益権の場合）

【月次】 PM レポート

② 保証料の徴収

- 2年目以降の保証料の請求については、事前にセンターから被保証者には「保証料請求書」（様式協第13号）が、金融機関には「保証料の徴収依頼書」（様式協第12号）が送付されます。
- 保証料の金額については、添付書類である「保証料計算書」（様式協第6号）によって明示されます。
- 金融機関は、センターへ「保証料送金通知書」（様式協第8号）を送付してください。

③ 償還状況の通知

- 金融機関は被保証者から貸付金の償還があった場合、その状況協を翌月の10日までにセンターに通知してください。通知は、弁済日、弁済総額、元本弁済額、利息弁済残高等を記載した弁済確認書として提出をしてください。

④ 保証の取消し

- 金融機関が故意又は重大な過失により、センターと締結した約定に違反して貸付けを行った場合あるいは当該事業が協業化事業に該当しなくなった場合（事業参画不動産業者が欠け、補充がなされない場合等）には、保証が取り消されることがあります。

2. 期限の利益喪失時

① 通知義務

【被保証者】

- 次の事由が生じたときは、遅滞なく、被保証者はその旨をセンターに通知してください。
 - 一 期限の利益を失い、金融機関から債務の弁済の請求を受けたとき
 - 二 金融機関と被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、混同、時効、担保物件の変動等原債務に影響を及ぼす事由が発生したとき
 - 三 被保証者の経営、業況、財産等に重大な変動が生じ、又は生じる恐れがあるとき
 - 四 業務を受託又は請け負う不動産業者を変更した場合又は欠け補充されない場合等、協業化事業に該当しなくなったとき

【金融機関】

- 次の事由が生じたときは、その旨をセンターに遅延なく通知するとともに、適切な措置を講じていただく必要があります。
 - 一 被保証者につき、債務の履行を困難にする事情を予見し、又は困難にする事情が生じたことを知ったとき
 - 二 被保証者に対し期限の利益を失わせ、債務の弁済の請求をしたとき
 - 三 被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、混同、時効、担保物件の変動等原保証債務に影響を及ぼすべき事由が発生したとき

② 金融機関の回収業務

- 被保証者が被保証債務の弁済期限到来の日(分割償還の場合は、各償還日)又は期限の利益を失った日において、当該債務の全部又は一部の履行をしない場合には、センターが保証していない債権の回収と同じ方法をもってセンターの保証に係る債権の回収を行ってください。
- 金融機関が故意又は重大な過失により、センターの保証に係る債権の保全又は回収を怠ったため、被保証者から当該債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなった場合には、金融機関が適切な措置をとったならば弁済を受けることができたと思込まれる範囲内において、センターは当該保証債務の履行の義務を免れるものとします。

3. 代位弁済請求時

- 金融機関は、被保証者が被保証債務の最終履行期限又は期限の利益を失った日の翌日から 60 日を経過した後、なお当該債務の全部又は一部を履行しない場合において、以下に掲げる資料を提出することにより、代位弁済の請求を行うことができる。
 - 一 代位弁済請求書及び請求金額計算書
 - ※請求金額計算書に記載する債務の範囲は、被保証債務の元本残高、利息及び最終履行期限又は期限の利益を失った日の翌日から 120 日を超えない期間に対する遅延損害金を加えた額の 90%以内となる。
 - 二 期限の利益喪失事由に関する経過説明書
 - ・ 期限の利益喪失事由
 - ・ 期限の利益喪失に至った経緯
 - ・ 代位弁済請求に至った経緯
 - ・ 今後の対応方針
 - ・ その他重要事項
 - 三 金融機関の有する債権明細書
 - 四 被保証者の有する債権明細書
 - 五 その他センターが必要と認めて指示した書類又は資料
- センターは「代位弁済請求書」等を受けとった後、遅延なく審査し、債権保全・回収について金融機関のとった措置が適切であると認めたときは、債務保証履行額及び支払方法を通知する。
- 代位弁済の請求は、被保証債務の最終履行期限又は被保証者が期限の利益を失った日の翌日から 1 年を経過した日以後においては請求することができない。
- センターは、金融機関から保証債務履行の請求を受け、被保証者及び担保提供者に通知催告をせずに弁済をした場合でも、金融機関に対抗すべき事由をもって被保証者及び担保提供者から対抗されないものとする。

4. 代位弁済実行時（求償権取得時）

① 求償権の取得

- 金融機関から「代位弁済金受領書」及び「債務保証書」（様式協第5号）を提出することにより、センターは保証債務を履行する。
- センターは保証債務を履行したときは、被保証者に対し、その履行した金額に相当する求償権を取得するものとし、遅滞なく、その旨を「求償権取得通知書」により当該求償権に係る債務者に通知する。
- 金融機関は、債務保証に係る貸付金に抵当権その他の担保権が設定されている場合には、当該担保権の付記登記手続き等、センターの権利保全のために必要な手続きを行い、センターの保証に係る債権の回収について協力するものとする。

② 求償権の行使方法

- センターは、求償権を取得した場合は、求償権に係る債務者に当該求償権の行使方法を提示するものとする。
- 金融機関は、当該求償権（求償権に係る違約金を含む）の行使について、センターから特別の手続きを依頼したときは、可能な限りこれに応じ、その行使に協力するものとする。この場合、金融機関が特別な費用を要したときは、センターがその費用を負担するものとする。
- 次に掲げる事由が生じた場合、センターは被保証者に対し予め求償権を行使することができるものとする。
 - 一 被保証者が被保証債務の履行を怠り、又は「債務保証委託約款」（様式協第11号）に違反したとき
 - 二 被保証者の財産又は担保物件につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は国税滞納処分を受けたとき
 - 三 被保証者につき倒産関連手続きの申立があったとき
 - 四 被保証者が事業閉鎖又は解散したとき
 - 五 前各号の他被保証者につき債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

以上